



# 私たちの環境と生活を守る下水道

## 今年度の下水道工事予定箇所を紹介



所、浴室などの生活雑排水を浄化しません。これらの雑排水はやがて川に流れ込み、循環する水環境を汚すこととなります。

例えば、下水道に接続されていない家庭で、どんぶり半杯のラーメンの汁を流しに捨てるのと、その排水を魚が住めるくらいにきれいな水質にするためには、一斗弱という大量のきれいな水が必要になります。

下水道が使えるようになったら、家庭内の雑排水はまとめて下水道に流すようにしましょう。

■問い合わせ 下水道課工務係 内線535へ。

下水道認可区域外の合併浄化槽設置を助成

下水道認可区域外で浄化槽を

平成十四年度の汚水管の工事区域は、車場、中野、荻島(以上、第四期事業区域)と秋葉、田家、東島、古津、朝日(以上、第五期事業区域)で、四十二路線のおよそ十二キロ、四十六鈔を整備する予定です。この地域の工事箇所沿線に住んでいる人

平成十四年度は汚水管を46鈔整備

新規に設置する場合、トイレの汚水と台所や風呂などの生活排水と一緒に処理する合併浄化槽にすることが義務づけられています。

市では、生活排水対策の一環として、合併浄化槽を設置する場合、その費用の一部を補助します。

助成対象地域 公共下水道認可区域と農業集落排水事業区域などを除く地域

補助対象者 主に住宅として利用する建物に合併浄化槽を設置する人

補助限度額 5人槽：37万5千円、6～7人槽：43万8千円、8～10人槽：55万5千円

■問い合わせ 下水道課維持管理係 内線534へ。

汚水管と雨水管で環境と生活を守ります

新津市の下水道は、水洗トイレや台所、洗面所などの雑排水を流す「汚水」と屋根などからの雨水を側溝などを通して流す「雨水」の二系統に分けて処理されています。

各家庭(および事業所。以下同じ)が下水道(汚水管)に接続されれば、家庭からの雑排水が川や海を汚すことがなくなり、きれいな環境が守られます。また、雨水管の整備は大雨などによる浸水の被害からまちを守ります。

平成十五年三月までに下水道が使えるようになります。

雨水管工事は、四路線のおよそ一キロ、二〇鈔を整備します。

排水設備工事は早めにしましょう

下水道を整備しても、各家庭からの生活雑排水などを下水道(汚水)本管に接続する排水設備工事をしていただかなければ、下水道の効果を発揮することができません。

下水道が使えるようになったら、現在、くみ取り式トイレを使用している家庭では三年以内に排水設備工事をしてください。

単独浄化槽ではなく下水道への接続を

ご家庭のトイレが水洗で、浄化槽を使っていたにしているから、下水道につながりも良いと思われている人もいます。しかし、今まで一般家庭で使われてきた単独浄化槽は、水洗トイレ以外の台所や洗面